

2026 年 3 月 5 日 (木)

## 石神遺跡東方の調査（飛鳥藤原第 220 次）

### 記者発表資料

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所  
都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）

※ 現地見学会を 3 月 7 日（土）11：00～15：00 に実施します（小雨決行）。

※ 当日は研究員による説明を随時おこないます。

※ 駐車場はありません。

所在地：奈良県高市郡明日香村飛鳥

調査面積：250.75 m<sup>2</sup>

調査期間：2025 年 12 月 11 日～継続中

#### 【 概要 】

石神遺跡の東方に 2 ヶ所の調査区を設け、発掘調査をおこなった。西区では、検出が見込まれた 7 世紀前半と 7 世紀中頃の石神遺跡の南限区画塀 2 条が確認されず、当該期の石神遺跡の範囲について再検討する必要が生じた。西区における遺構の検出状況は、そのための基礎的なデータとして重要である。いっぽう東区では、L 字形に接続する掘立柱塀を新たに検出した。既知の遺構との位置関係から、7 世紀後半から末の区画の西南隅と考えられ、この時期の遺構が東区の東および北にさらに広がることが判明した。また、この区画塀を含む 7 世紀後半から末の施設は、その配置から、すぐ南に存在する飛鳥寺の諸施設と強い関連性をもって造られたとみられる。このように、石神遺跡だけでなく、飛鳥寺を含めた調査地一帯の 7 世紀における土地利用の実態を考えるうえで、重要な成果が得られた。

#### 1. 調査の経緯と目的

石神遺跡は奈良県高市郡明日香村飛鳥に所在する 7 世紀の一大遺跡であり、1902・03 年に石造物（須弥山石・石人像）が出土したことで知られる。奈文研は 1981 年以来、石神遺跡の継続的な発掘調査をおこない、斉明朝の漏刻（水時計）跡である水落遺跡の北から山田道にかけての範囲において、建物や広場、石組溝などの施設が複数時期にわたって展開することをあきらかにしてきた。なかでも 7 世紀中頃の遺構群は、斉明朝の饗宴施設として広く知られてきたが、近年の研究により、斉明朝に帰属すると考えられてきた遺構の一部は 7 世紀前半に遡ることがあきらかになりつつある。また、7 世紀後半から末には、それまでの施設が廃され、大規模な整地とともに新たな配置で塀や建物、素掘溝などがつくられたことが

判明している。石神遺跡の北部にあたる第13～19次調査で多量に出土した木簡から、この時期の石神遺跡の近隣には官衙が展開していたと推定されている。

2022年度に石神遺跡東方で実施した飛鳥藤原第209次調査では、7世紀後半から末に存在した区画の南限塀(SA311)が、従来の石神遺跡の東方にも延びることを確認した。また、この調査を受けて2024年度に実施した飛鳥藤原第217次調査では、上記の区画の東南隅を検出し、既往の調査成果と合わせ、当該区画の規模が東西約133m(450尺)、南北95m以上であることをあきらかにした。これらの調査により、7世紀後半から末の石神遺跡の範囲が、「奈良県遺跡地図」で示される範囲よりも東側へ広がることが明確となった。

いっぽう、2023年度に実施した石神遺跡第1次調査区の再発掘調査(飛鳥藤原第214次)では、7世紀前半の石神遺跡の南限区画塀(SA4645)や7世紀中頃の南限区画塀(SA560)を検出し、これらが第1次調査区の東へさらに延びる可能性が高いことを示した(図2)。しかし、第1次調査区より東方で実施した第209・212・217次調査では、7世紀前半と7世紀中頃の南北塀は確認しておらず、当該期の石神遺跡の東限の確定が重要な課題となっていた。

以上をふまえ、本調査では、7世紀前半および7世紀中頃における石神遺跡の東への遺構の展開状況を解明することを主たる目的とした。調査区は2ヵ所とし、第212・217次調査区の南側に「西区」、第217次調査区の東側に「東区」を設けた(図1)。このうち西区ではSA4645・SA560の東延長部分の掘立柱塀、東区ではこれらに接続する7世紀前半から中頃の区画の東限塀の検出が見込まれた。なお、当該調査区は、南に飛鳥寺の北面大垣となる掘立柱塀やそれに伴う東西溝が確認されており、飛鳥寺北門が存在するとも考えられている。そうした遺構との関係の解明も課題であった。

## 2. 調査の成果

### (1) 西区

検出した主な遺構は、南北溝2条および流路である(図3)。

**南北溝1** 調査区東部で検出した南北方向の素掘溝。北半は後述の流路に壊される。幅2.0m、深さ0.6mで、長さ2.5m分を確認した。溝の断面形状は逆台形を呈する。溝の底面両端で南北に並ぶ石の抜取痕跡を確認していることから、もともとは石組溝であった可能性が高い。第212次調査で検出した7世紀前半の南北溝SD4635Aの南延長部分にあたる。

**南北溝2** 南北溝1の東方で検出した南北方向の素掘溝。北半は後述の流路に壊される。幅0.5m、深さ0.2mで、長さ1.2m分を確認した。第212次調査で検出した7世紀後半から末の南北溝SD4630Aの南延長部分にあたる。

**流路** 調査区北辺に沿って西流する流路で、南肩を検出した。幅2.0m以上、深さ0.7mで、長さ14.0m分を確認した。東半はほぼ正方位に流れるが、西半ではやや北へ向きを変える。

溝西半の中層には多量の集石がみられ、下層でも礫が多く検出された。第 212 次調査区以西で検出している奈良時代以降の流路 NR310 と同一の遺構で、これまでの調査成果を踏まえると、流路幅は 6.0m におよぶ。

**大土坑** 調査区東半で検出した、東西 3.0m、南北 2.8m、深さ 0.8m の大土坑。埋土から弥生時代前期の土器が出土した。

## (2) 東区

検出した主な遺構は、南北塀 3 条、東西塀 1 条、井戸 1 基である (図 3)。

**南北塀 1** 調査区東部で検出した南北方向の掘立柱塀。2 間分を確認したが、さらに調査区の南外および北外へ延びる。柱掘方は一辺 0.9m の隅丸方形を呈する。柱は全て抜き取られている。柱間寸法は約 1.8m 等間。

**南北塀 2** 調査区東端で検出した南北方向の掘立柱塀。2 間分を確認したが、さらに調査区の南外および北外へ延びる。柱掘方は一辺 0.9m の隅丸方形を呈する。柱は全て抜き取られている。柱間寸法は約 1.8m 等間。南北塀 1 と組み合せて建物を構成する可能性もある。

**東西塀 1** 調査区東半で検出した東西方向の掘立柱塀。6 間分を確認したが、さらに調査区の東外へ延びる。調査区中央で南北塀 3 と接続し、L 字形をなす。塀の向きは、東で北に 1.3 度振れる。柱掘方は南北 0.8m、東西 1.2m の隅丸長方形を呈し、その内部に直径 20cm の柱痕跡が残る。柱間寸法は約 2.1m 等間。南北塀 1・2 より新しい。第 209・217 次調査等で確認している 7 世紀後半から末の東西塀 SA311 と柱筋がほぼ揃い、柱間寸法や埋土の特徴も同じであることから、同時期の塀と考えられる。

**南北塀 3** 調査区中央で検出した南北方向の掘立柱塀。1 間分を確認したが、さらに調査区の北外へ延びる。前述のように、東西塀 1 に接続する。塀の向きは、北で西に 1.3 度振れる。柱掘方は南北 1.2m、東西 0.8m の隅丸長方形を呈し、その内部に直径 20cm の柱痕跡が残る。柱間寸法は約 2.1m。

**井戸** 調査区中央で検出した、東西 3.0m、南北 3.0m、深さ 1.6m 以上の井戸。掘削した範囲では、井戸枠は確認できていない。東西塀 1 の西端の柱穴と重複し、これより古い。井戸内の埋土から 7 世紀後半から末の土器が多量に出土した。構築年代は現時点では不詳である。

## 3. 出土遺物

両調査区からは、瓦や土器などが出土した。西区の流路や東区の井戸からの出土が多い。流路からは、6 世紀末から 7 世紀後半の瓦や 7 世紀から奈良時代の土器のほか、鞆羽口、鉄滓が、井戸内の埋土からは 7 世紀後半から末の土器が多量に出土した。このほか、西区の大土坑からは弥生時代前期の土器が少量出土している。

#### 4. まとめ

##### (1) 7世紀前半と7世紀中頃の石神遺跡の南限施設は確認されなかった。

石神遺跡の7世紀前半の南限区画塀（東西塀 SA4645）および7世紀中頃の南限区画塀（東西塀 SA560）の東延長部分は、西区内では検出されなかった。また、西区の北側にあたる第209・212・217次の各調査区では、7世紀前半と7世紀中頃に比定できる南北塀を検出していない。これらを勘案すると、当該期の石神遺跡の東限塀は、第209次調査区より西側の未調査地に存在する可能性が大きい（図2）。その確定は今後の調査に委ねるが、今回の調査により、7世紀前半から中頃の石神遺跡の東限は、その位置が絞られてきたといえる。

いっぽう東区においては、井戸および南北塀1・2を検出した。これらの遺構は、7世紀後半から末の東西塀1・南北塀3よりも古く、7世紀前半から中頃までのものと推測できる。特に井戸は、大規模で一般集落のものとは考えがたく、7世紀中頃までの調査地周辺の土地利用を考えるうえで重要である。

##### (2) 7世紀後半から末の区画を新たに検出した。

東区で、L字形に接続する東西塀1・南北塀3を検出した。これらの塀は、調査区の東方および北方に展開する区画の西南隅にあたるとみられる。東西塀1は、これまでの調査で確認している7世紀後半から末の大規模区画の南限区画塀（SA311）と柱筋が揃い、また柱間寸法や埋土の特徴が共通することから、SA311と同時期のものと考えられる。この区画塀の発見により、7世紀後半から末の遺構が、従来の石神遺跡の東へさらに広がることが現実となった。今回の調査で新たな区画の存在があきらかになったことは、7世紀後半から末における飛鳥寺北方域の土地利用を考えるうえでも重要である。

##### (3) 石神遺跡と飛鳥寺との強い関係性があきらかとなった。

7世紀後半から末に比定できる区画の西南隅を新たに検出したことで、この時期の諸施設が飛鳥寺の寺域北方に展開することが判明した。SA311や東西塀1の振れは飛鳥寺北面大垣の振れとほぼ同じであり、区画塀の建設にあたり飛鳥寺大垣との関係が意識されたことは間違いない。また、SA311を南限とする区画と今回新たに確認した区画の間には、東西約50mの空地が広がる。その南端に飛鳥寺北門の存在が示唆されていることから、飛鳥寺の諸施設の位置を考慮した造営計画であったことがうかがえる。以上の成果は、7世紀後半から末の石神遺跡と飛鳥寺との関わりを考えるうえで重要である。

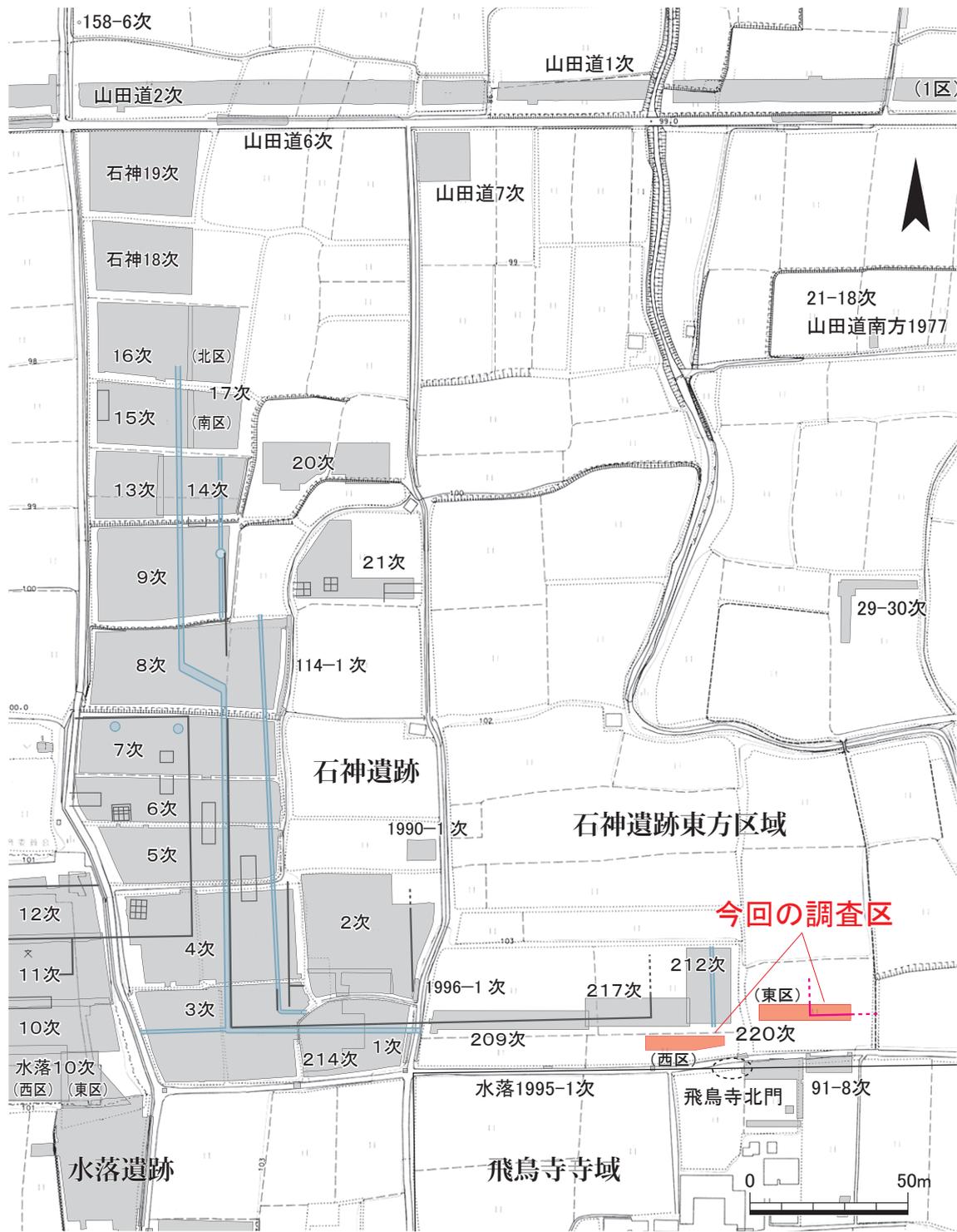


図1 第220次調査区位置図 (1:2000)

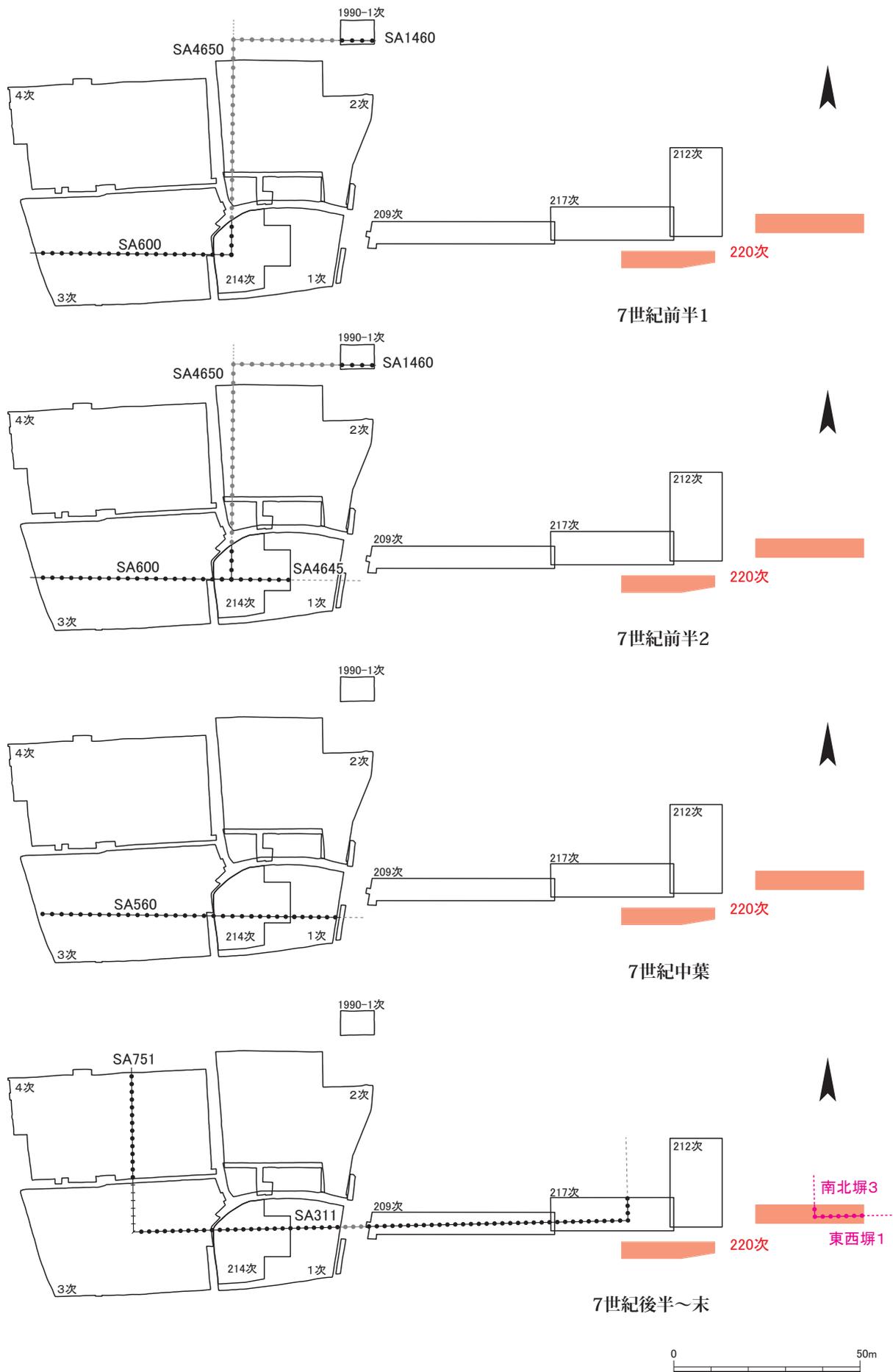


図2 石神遺跡東方の区画の変遷 (1 : 1500)

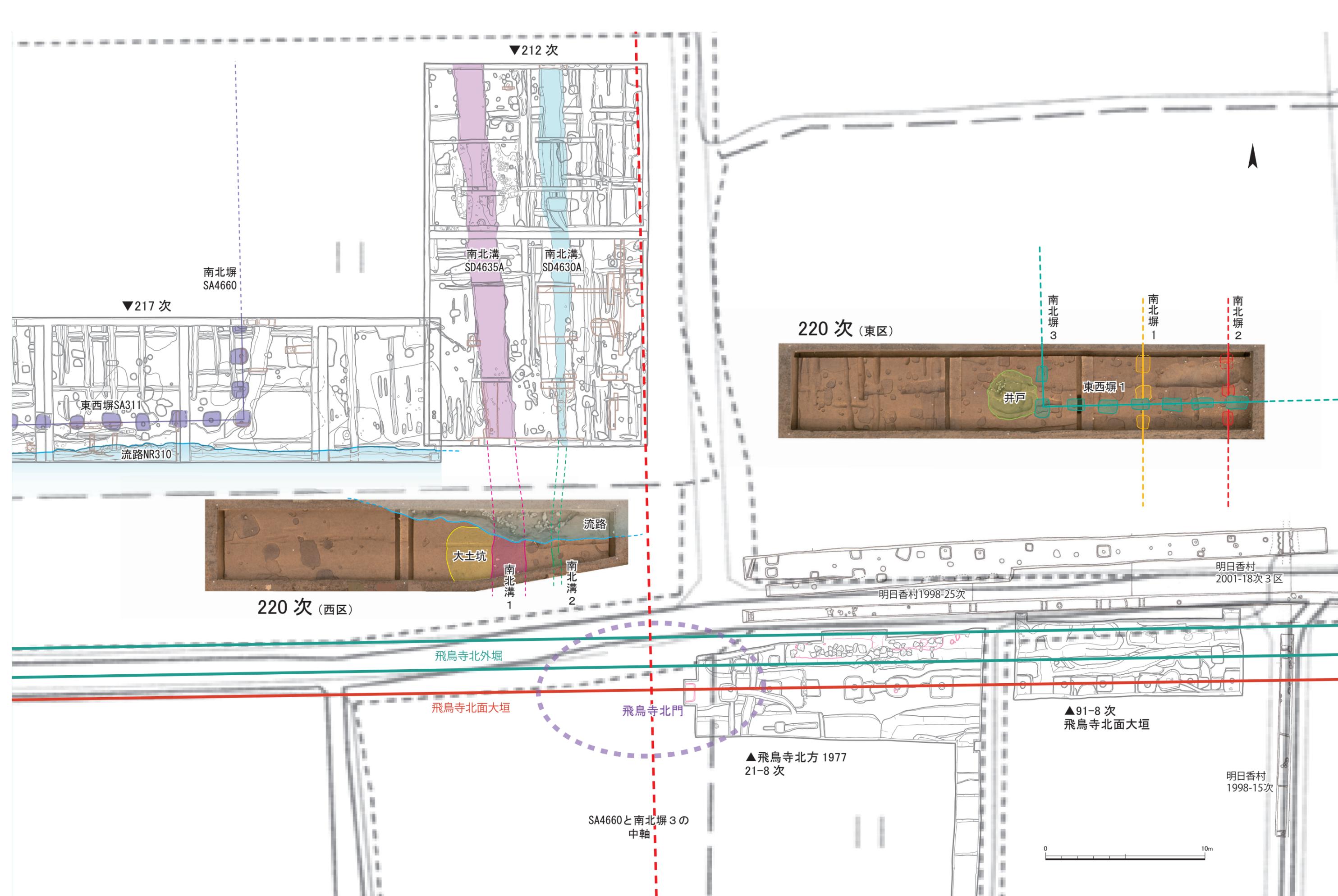


図3 遺構平面図 (1:200)